

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務局総務部文書課】 3

◇ 訓 令

- 北九州市職員人事評価規程の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】 4

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

児童福祉法の一部改正に伴い、保護延長者の一時保護等に関する事務を児童相談所長に委任することにしました。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成 29 年 3 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 15 号

北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市児童相談所長事務委任規則（昭和 38 年北九州市規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 14 号中「延長」の次に「並びに同条第 4 項に規定する延長者に対する措置」を加え、第 15 号中「一時保護」の次に「、同条第 7 項に規定する一時保護期間の延長及び同条第 9 項に規定する保護延長者の一時保護」を加え、第 23 号中「勧告」の次に「及び同条第 4 項に規定する一時保護等の措置」を加える。

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市訓令第 2 号

庁中一般

北九州市職員人事評価規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 3 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員人事評価規程の一部を改正する訓令

北九州市職員人事評価規程（昭和 43 年北九州市訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 3 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 評価票の様式は、総務局長が別に定める。

第 8 条第 3 項を削る。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

付 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市公告第201号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1,025万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年2月28日
- 4 落札者の名称及び住所
村上産業株式会社
愛媛県松山市本町一丁目2番地1
- 5 落札金額
4,781万2,140円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成29年2月1日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第202号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月16日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
児童生徒用机及び椅子 一式（机 2, 838台及び椅子 2, 660脚）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月25日
- 4 落札者の名称及び住所
キングテック株式会社
北九州市小倉北区東港二丁目5番1号
- 5 落札金額
1, 449万770円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成28年12月26日
- 8 落札方式
最低価格による。